

令和7年度

市民税・県民税申告の手引き

申告書は3月17日(月)までに郵送でご提出ください。

※職員による申告書の作成・相談は行いません。

令和7年度市民税・県民税の申告は、令和7年1月1日現在、柏市に在住の方が、令和6年1月1日から12月31日までの1年間の所得(※)について申告するものです。
※所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額です。

課税される収入があった方は、2ページへ

課税される収入がなかった方は、12ページへ

◎申告に必要な書類(証明書類及び領収書等は、令和6年中のものをご用意ください。)

【申告する方全員が提出する書類】

【注意】資料の添付がないものについては、必ず申告書に記入してください。
記入がない場合は申告に反映されません。

①市民税・県民税申告書

②個人番号(以下、マイナンバー)および本人を確認できる書類

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード(両面)のコピー

マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバー確認書類 + 本人確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- マイナンバー通知カード(記載事項に変更がないもの)
- マイナンバーの記載がある住民票又は住民票記載証明書などのうち、いずれか1点のコピー



本人確認書類…

申告書に記入したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
 - パスポート
 - 公的医療保険の被保険者証等
 - 障害者手帳
 - 在留カード
- などのうち、いずれか1点のコピー

【収入があった方が提出する書類】…… 令和6年中のもの。申告書には貼らないでください。

①収入がわかる書類(原本)

- 給与の源泉徴収票
- 年金の源泉徴収票
- 報酬等の支払調書
- 事業・不動産などの収入および経費がわかるもの

②控除関係書類

- 社会保険料控除 …………… 支払金額のわかるもの(証明書の添付不要)
※国民年金保険料は控除証明書が必要
- 小規模企業共済等掛金控除 …………… 支払金額のわかるもの
- 生命保険料控除 …………… 控除証明書
- 地震保険料控除 …………… 控除証明書
- 勤労学生控除 …………… 学生証のコピーまたは在学証明書
- 障害者控除 …………… 障害者手帳のコピー → P7へ
- 雑損控除 …………… 損害金額が確認できる書類
- 医療費控除 …………… 控除の明細書【内訳書】 → P6へ
- 寄附金控除 …………… 受領証明書または領収書

◎申告書の提出は郵送でお願いします

- 同封の返信用封筒(オレンジ色)の差出有効期限は<令和7年3月31日(月)>です。ご注意ください。
※令和7年4月以降に送付する申告書には返信用封筒は同封していません。
- 市で受け付けた記録が必要な方は、宛先を書いて切手を貼った返信用封筒を同封してください。
申告書上部の「受付済証」に市の收受印を押印して返送します。

◎申告書はパソコンでも作れます

柏市ホームページ内に「申告書作成コーナー」があります。
作成した申告書を印刷して提出できます。ぜひご利用ください。

柏市 住民税申告書作成コーナー [検索](#)

- ★控除額を自動計算
- ★市民税・県民税の試算OK



◎税額の決定通知は6月中旬にお送りします

- 市民税・県民税が課税される方には、6月中旬に「税額決定通知書」をお送りします。
※非課税となった方にはお送りしません。
- 給与から特別徴収(天引き)される方には、5月中旬に勤務先あてに「税額決定通知書」をお送りします。



この用紙は再生紙を使用しています

◎収入があった方 (令和6年1月1日から令和6年12月31日までの申告)

令和7年度分 市民税・県民税申告書

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	

柏市長宛	現住所	
	1月1日現在の住所	
	フリガナ	
提出年月日	氏名	個人番号
年 月 日	生年月日 明・大・昭 平・令	続柄
	世帯主の氏名	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料	円
社会保険料控除			
	合計		
⑮	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
生命保険料控除			
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計		円
⑯	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
地震保険料控除			

⑰～⑲	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
-----	--	-----------------------------------	---

⑳	障害者控除	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	障害の程度	級度
		個人番号				
		フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	障害の程度	級度
		個人番号				

㉑～㉒	配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	配偶者の合計所得金額	円
		個人番号				
					<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	

㉓	扶養控除	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	控除額	万円
		個人番号							
		フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	控除額	
		個人番号							
		フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	控除額	
		個人番号							
		フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	控除額	
		個人番号							

1	16歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
		個人番号					
2		フリガナ氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
		個人番号					
3		フリガナ氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
		個人番号					

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。扶養控除額の合計

㉔	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
		円	円	円
㉕	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1	収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
		公的年金等	キ		
		雑	業務	ク	
			その他	ケ	
		総合課税	短期	コ	
			長期	サ	
			一時	シ	

2	所得金額	事業	営業等	①
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		公的年金等	⑦	
		雑	業務	⑧
			その他	⑨
			合計(⑦+⑧+⑨)	⑩
			総合課税・一時	⑪
			合計	⑫

4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	→ P6
		小規模企業共済等掛金控除	⑭	→ P7
		生命保険料控除	⑮	→ P6
		地震保険料控除	⑯	→ P7
		寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	→ P8
		勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	→ P7
		配偶者(特別)控除	㉑～㉒	→ P8
		扶養控除	㉓	} P9
		基礎控除	㉔	
		⑬から㉔までの計	㉕	
		雑損控除	㉔	→ P7
		医療費控除(区分)	㉕	→ P6
		合計(㉕+㉔+㉕)	㉖	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

<input type="checkbox"/>	給与から差引き(特別徴収)
<input type="checkbox"/>	自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書の提出する必要がありません。

給与 (アルバイト・パート含む)

添付書類 令和6年分 給与所得の源泉徴収票

収入金額は、源泉徴収票に記載されている支払金額（右図◆欄）を「給与（力）」欄に記入してください。源泉徴収票が複数ある場合は、合計額を記入してください。

○源泉徴収票がない方は

- ・申告書裏面「6 給与所得の内訳」に月収等を記入し、合計額を表面の「給与（力）」の欄に記入してください。

（記入するのは手取り金額ではなく、源泉徴収された税金や社会保険料を含んだ金額です。）

※103万円を超える場合は、税務署での確定申告が必要となります。

所得金額調整控除の要件を満たす方については、給与所得の算出方法が変わりますのでご注意ください。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	柏市柏〇-△-×		（実印者印）					
				（氏名）					
				正名	カシワ タロウ				
				仮名	柏 太郎				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 （調整控除後）	所得控除の合計額	源泉徴収額					
	◆ 987,650	437,650							
（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く。）	扶養親族の数は （本人を除く。）	障害者の数 （本人を除く。）	非居住者である親族の数				
有 無		特 定	老 人	特 別	そ の 他				
有 無		人 延 人	人 延 人	人 延 人	人 延 人				
	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額					
（摘要）									

給与所得は市で算出するため、申告書の「給与⑥」の記入は不要です。

参考 【給与所得の算出方法】

① 給与所得金額を算出します。

給与等の収入金額A	給与所得金額	
～ 550,999	0	
551,000 ～ 1,618,999	A - 550,000	
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000	
1,628,000 ～ 1,799,999	A ÷ 4 = B （千円未満の 端数切捨て）	B × 2.4 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999		B × 2.8 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999		B × 3.2 - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A × 0.9 - 1,100,000	
8,500,000 ～	A - 1,950,000	

② 次の要件1または2に該当する方は、所得金額調整控除の対象となります。

【要件1】 給与等の収入金額が850万円を超え、次のa～cのいずれかに該当する

- a 特別障害者に該当する
- b 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
- c 23歳未満の扶養親族を有する

《所得金額調整控除の算定方法》

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与等の収入金額} \times - 850\text{万円}) \times 10\%$$

※1,000万円を超える場合は1,000万円

【要件2】 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える公的年金等に係る雑所得の算定方法 → P4へ

《所得金額調整控除の算定方法》

$$\text{所得金額調整控除} = \text{給与所得控除後の給与等の金額} \times + \text{公的年金等に係る雑所得} \times - 10\text{万円}$$

※10万円を超える場合は10万円

（注意）要件1の控除がある場合は 1の控除を使用した後の金額から控除

③ 申告する給与所得を算出します。

$$\text{申告する給与所得} = \text{①で算出した給与所得金額} - \text{②【要件1】で算出した所得金額調整控除} - \text{②【要件2】で算出した所得金額調整控除}$$

収入金額は、記載されている支払金額（右図★欄）の合計額を「公的年金等（キ）」欄に記入してください。源泉徴収票が複数ある場合は、支払金額を合計してください。

なお、合計額は申告者本人の年金受給額です。配偶者の受給年金は加算しないでください。

※遺族年金・障害年金は、非課税所得に該当します。その他に収入がない場合の記入方法はP12を参照してください。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者		住所は 〒 柏市柏〇-△-×		生年月日		年金の種類			
(フリガナ)		カシワ タロウ		昭和26年9月1日					
氏名		柏 太郎		老齢・基礎					
区分		支払金額		源泉徴収税額					
所得税法第203条の3第1号適用分		2,568,102		0					
所得税法第203条の3第2号適用分									
所得税法第203条の3第3号適用分									
所得税法第203条の3第4号適用分									
本人		源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数	
特別障害者	その他の障害者	特別障害者	遺族	一般	老人	特定	老人	その他	特別
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
源泉控除対象配偶者		[フリガナ]		氏名		区分		(摘要)	
								62,130	

年金所得は市で算出するため、申告書の「公的年金等⑦」の記入は不要です。

参考 【公的年金等の雑所得の算出方法】

公的年金等雑所得速算表（単位：円）				
年齢	公的年金等の収入金額 A	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 <small>（昭和35年1月2日以後生まれ）</small>	～ 1,299,999	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000 ～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳以上 <small>（昭和35年1月1日以前生まれ）</small>	～ 3,299,999	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000 ～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

雑（個人年金・報酬など）

添付書類

収入および経費のわかるもの（支払調書等）

原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引によって得た収入もしくは食品の配達などの副収入は、「雑業務（ク）」に記入してください。

生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外の収入は「雑その他（ケ）」に記入してください。

内訳は申告書裏面「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。

◎計算方法 ※資料の添付があれば、記入を省略できます。

ただし、支払調書等について必要経費がある場合には記入してください。

収入金額（税込み）	必要経費	差引金額
円	円	円

★家内労働者の特例控除

家内労働者等に該当する場合には、必要経費として**55万円**まで認められる特例があります。

《家内労働者等の所得の他に給与収入がある場合》

①給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。

②給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と事業所得や雑所得の実際にかかった経費を比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

《家内労働者の対象となる仕事》

シルバー人材センター、外交員、集金人、電力量計の検針員等

その他所得

添付書類

収入および経費のわかるもの（支払調書等）

事業	営業等（収入金額 ア） 卸売業・小売業・製造業・サービス業などの営業から生じた収入のほか、医師・弁護士・外交員・大工・その他の自由業で農業以外から生じた収入の合計額	専従者については、申告書裏面「11事業専従者に関する事項」に記入してください。
	農業（収入金額 イ） 農産物の生産、果樹などの栽培等から生じた収入の合計額	
不動産 不動産（収入金額 ウ） 家賃、地代など、不動産から生じた収入の合計額		
利子 利子（収入金額 エ） 源泉分離課税の対象とならない、日本国外の銀行等に預けた預金の利子が該当します。		
配当 配当（収入金額 オ） 法人から受ける利益の配当、余剰金の分配、基金利息及び公社債投資信託以外の証券投資信託の利益の合計額。上場株式等（住民税5%徴収）の配当所得は、原則申告不要ですが、申告する場合は税務署の確定申告で総合課税・申告分離課税を選択して申告してください。非上場株式については、源泉徴収（20.42%）は所得税のみであるため、市民税・県民税の申告が必要です。		

→ [1収入金額等]「ア～オ」から各々必要経費を差し引いた金額を [2所得金額]「①～⑤」欄に記入してください。

総合譲渡 ・一時	総合譲渡（収入金額 コまたはサ） 車両・機械・特許権・著作権など、土地、建物などの分離課税以外の資産の譲渡による合計額。短期（収入金額 コ）の欄には、譲渡した資産の保有が5年以内のものについて、長期（収入金額 サ）の欄には、保有期間が5年を超えるものを記入してください。						
	一時（収入金額 シ） 生命保険契約などによる一時金・損害保険の満期返戻金・懸賞当選金などの一時的な収入の合計額 〈一時所得の所得計算式〉						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>収入金額（税込み）</th> <th>収入を得るために支出した金額</th> <th>差引金額（a）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> ※申告書裏面10にそって所得を計算してください。	収入金額（税込み）	収入を得るために支出した金額	差引金額（a）	円	円	円
収入金額（税込み）	収入を得るために支出した金額	差引金額（a）					
円	円	円					

◎控除額を記入します<その1>

控除証明書の添付があれば、申告書の記入を省略できます。

次に所得から差し引く控除額を計算します。該当するところを記入してください。

医療費控除⑳

添付書類

- a. 医療費控除の明細書(別紙)
- b. 医療費通知

- a. 領収書の添付のみでは控除を受けられません。明細書を作成のうえ提出してください。
- b. 明細書に医療費通知の内容を記入する場合は、医療費通知の添付が必須になります。また、医療費通知の添付のみでも控除を受けることができます。

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のために支払った医療費が、一定金額以上ある場合に受けられます。
(注意) 予防接種や、人間ドックを含む健康診断(重大な疾病が発見され、引き続き治療を受ける場合を除く)の費用などは対象外です。

<セルフメディケーション税制>

明細書が必要な方は市もしくは国税庁のホームページからダウンロードするか、市民税課にご連絡ください。
※セルフメディケーション税制を選択する場合、医療費控除の区分に「1」と記入してください。

社会保険料控除㉑

添付書類

国民年金保険料のみ控除証明書の原本

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族が負担すべき健康保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料及び介護保険料(いずれも配偶者の年金からの特別徴収分を除く)などで、あなたが支払った額の全額。
※あなたが口座振替により支払った保険料については、あなたに社会保険料控除が適用されます。

生命保険料控除㉒

添付書類

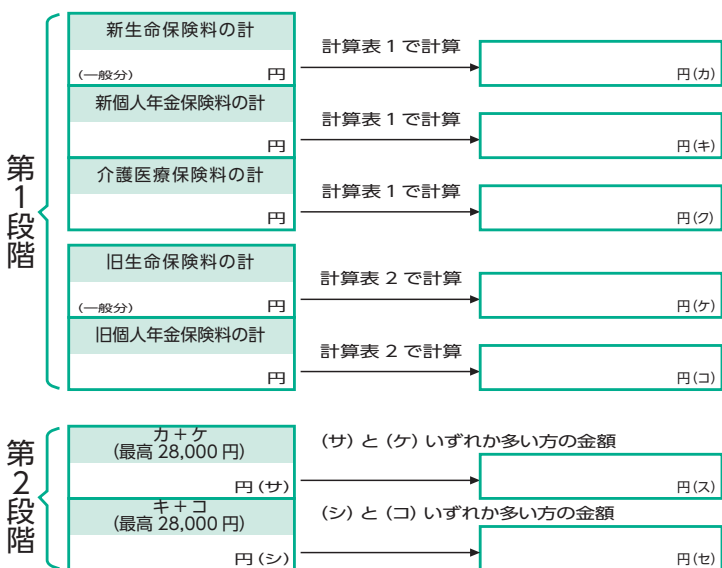
控除証明書の原本

一般の生命保険料(新契約または旧契約※)
個人年金の保険料(新契約または旧契約※)
介護医療保険料(介護保険料ではありません)

区分は、生命保険会社が発行する証明書に表示されています。
※旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結したものです。

生命保険料控除額の計算

控除証明書の添付があれば申告書の記入を省略できます。



計算表1 新契約 (契約日が平成24年1月1日以後のもの) ※1円未満切り上げ

保険料の区分	支払った保険料の金額 (A)	生命保険料の控除額
一般生命保険料	12,000円まで	(A)の全額
個人年金保険料	12,000円超32,000円まで	(A)×1/2+ 6,000円
介護医療保険料	32,000円超56,000円まで	(A)×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円

計算表2 旧契約 (契約日が平成23年12月31日以前のもの) ※1円未満切り上げ

保険料の区分	支払った保険料の金額 (A)	生命保険料の控除額
一般生命保険料	15,000円まで	(A)の全額
個人年金保険料	15,000円超40,000円まで	(A)×1/2+ 7,500円
	40,000円超70,000円まで	(A)×1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円

生命保険料控除額

ス + セ + ク
(最高 70,000 円)

円

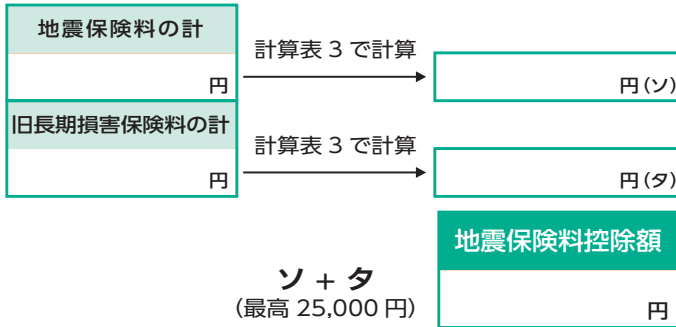
地震保険料控除¹⁶

添付書類

控除証明書の原本

地震保険料 …… 損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料または支払った掛金
 旧長期損害保険料 …… 経過措置として一定の要件を満たす長期損害保険契約等に係る損害保険料
 (保険期間が10年以上でかつ満期払戻金があり、平成18年12月31日までに締結したもの)

地震保険料控除額の計算



計算表3

※1円未満切り上げ

区分	支払った保険料の金額(A)	地震保険料の控除額
地震保険料	50,000円まで	(A) × 1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円まで	(A) の全額
	5,000円超15,000円まで	(A) × 1/2 + 2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円

※旧長期損害保険契約の支払い保険料のうち、地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、いずれか一方の保険料のみが対象となります

その他の控除

<p>小規模企業共済等掛金控除¹⁴</p>	<p>添付書類 支払った掛金額の証明書</p> <p>小規模企業共済法に規定された共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定された企業型年金の加入者掛金または、個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金の全額。</p>
<p>雑損控除²⁶</p>	<p>添付書類 損害金額を確認できる書類</p> <p>あなたや昨年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者やその他の親族で、あなたと生計を一にする方が受けた災害や盗難などで損害(補てん金を差し引く)があれば受けられます。</p>

◎控除額を記入します(その2)

申告書に記入がない場合、申告に反映されません。

扶養など“人”に関する状況をご記入ください。

※給与や年金の源泉徴収票に記載がある場合も必ずご記入ください。申告書に記入がない場合、申告に反映されません。

- 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族の申告をされる方は、マイナンバーを記入してください。
- 16歳未満の扶養親族がいる場合も必ず記入してください。(市民税・県民税の非課税限度額の算定に必要なため)
- 配偶者の合計所得金額を記入してください。
- あなたの合計所得金額が1,000万円を超えていて、同一生計配偶者がいる場合は、 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に してください。同一生計配偶者が(特別) 障害者の場合は障害者控除が適用されます。
- **日本国外に居住する親族の場合は、親族関係書類および送金関係書類のコピーが必要です。**

※30歳以上70歳未満の親族については、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 留学生や障害者の方 ② 送金関係書類によって年間38万円以上の送金をしていることが確認できる方

<p>勤労学生控除¹⁹</p>	<p>添付書類 学生証のコピーまたは在学証明書</p> <p>26万円 あなたが、令和6年12月31日現在、税法に規定された学生であり、合計所得金額が75万円以下(うち自己の勤労によらない所得は10万円以下)であれば受けられます。</p>									
<p>障害者控除²⁰</p>	<p>添付書類 障害者手帳等のコピー(令和6年12月31日までに交付または申請されたもの)</p> <p>障害手帳の種類(身体・精神など)、等級を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>障害者(普通)</td> <td>26万円</td> <td>下記以外の等級の手帳所持者など</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>30万円</td> <td>身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者など</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> <td>同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている者</td> </tr> </table> <p>あなたや同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満扶養親族も含む)が該当する場合に受けられます。あなた以外が該当の場合は、扶養親族欄(⑳～㉓、16歳未満)にも氏名を記入し、「同居・別居の区分」も選択してください。</p>	障害者(普通)	26万円	下記以外の等級の手帳所持者など	特別障害者	30万円	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者など	同居特別障害者	53万円	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている者
障害者(普通)	26万円	下記以外の等級の手帳所持者など								
特別障害者	30万円	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者など								
同居特別障害者	53万円	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている者								

寡婦控除・ひとり親控除⑰⑱

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の扶養に入っていない)を有する単身者(合計所得金額が500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
- 上記以外の寡婦については、「寡婦控除」(控除額26万円)を適用
※死別・離婚・未婚は、令和6年12月31日時点での判断

【控除の適用を受けられない方】

- 合計所得金額が500万円を超える方
- 住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」と記載がある方

	配偶者との関係 本人合計所得	死 別		離 婚		未 婚	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人女性	扶養親族「子」あり	ひとり親30万円	—	ひとり親30万円	—	ひとり親30万円	—
	扶養親族「子以外」あり	寡婦26万円	—	寡婦26万円	—	—	—
	扶養親族なし	寡婦26万円	—	—	—	—	—
本人男性	扶養親族「子」あり	ひとり親30万円	—	ひとり親30万円	—	ひとり親30万円	—
	扶養親族「子以外」あり	—	—	—	—	—	—
	扶養親族なし	—	—	—	—	—	—

配偶者控除⑳～㉑

(同一生計配偶者の合計所得金額が48万円以下)

配 偶 者 33万円～11万円	または 老人配偶者 38万円～13万円 <small>老人配偶者(70歳以上)は、 昭和30年1月1日以前生まれが対象</small>	あなたに同一生計配偶者がいて、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に受けられます。控除額はあなたの所得により異なります。 <small>※配偶者の昨年中の合計所得金額を記入してください。</small>
---------------------------	---	---

申告者本人の合計所得金額	(参考) 給与収入金額	配偶者控除額(一般)	配偶者控除額(老人)
900万円以下	1,095万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	1,145万円超 1,195万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	1,195万円超	適用なし	

配偶者特別控除㉑～㉒

33万円～1万円	あなたと生計を一にする配偶者の昨年中の合計所得金額が48万1円～133万円の場合に受けることができます。 ただし、あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。 <small>※配偶者控除を受ける方は配偶者特別控除を合わせて受けることはできません。 ※配偶者の昨年中の合計所得金額を記入してください。</small>
-----------------	---

[配偶者特別控除額の表]

配偶者の 合計所得金額	(参考) 給与収入金額	申告者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	103万円超 155万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円
133万円超	201.6万円以上	適用なし		

扶養控除⑳

特定扶養	45万円	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ）
老人扶養	38万円	年齢が70歳以上の扶養親族（昭和30年1月1日以前生まれ）
同居老親等	45万円	上記の老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属（両親・祖父母など）で、あなたか配偶者のいずれかと同居している場合
一般扶養	33万円	上記以外の控除対象扶養親族（16歳未満（平成21年1月2日以後生まれ）は除く）

あなたと別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面の「12別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

- ★ ● **同一生計配偶者**（配偶者で、次のすべてに該当）
 - ①令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在、あなたと生計を一にする
 - ②昨年中の合計所得金額が48万円以下（給与収入で103万円以下）
 - ③青色事業専従者の給与を受けていないまたは事業専従者でない
 - **控除対象配偶者**
同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である方の配偶者
 - **生計を一にする**（次のいずれかに該当）
 - ①同一の家屋に起居している親族
 - ②勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族で、次のいずれかに該当する場合
 - A. 余暇には親族と起居を共にする
 - イ. 生活費・学資金・療養費等を送金している
 - **控除対象扶養親族**
扶養親族のうち年齢が16歳以上の方（平成21年1月1日以前生まれ）
 - **扶養親族**（次のすべてに該当）
 - ①配偶者以外の親族、都道府県知事から養育を委託された児童、市町村長から養護を委託された老人である
 - ②令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在、あなたと生計を一にする
 - ③昨年中の合計所得金額が48万円以下（給与収入で103万円以下）
 - ④青色事業専従者の給与を受けていないまたは事業専従者でない
- 給与等の収入が850万円を超え、年齢23歳未満の扶養親族を有する方で、該当の扶養親族が他の申告者等の被扶養者になっている場合 ⇒ 申告書裏面「15所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。

基礎控除㉑

43万円～適用なし あなたの所得によって控除額が異なります。

- 合計所得2,400万円超の場合、合計所得金額によって控除額が異なります。
合計所得金額が2,500万円超の場合、基礎控除の適用はありません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

主な税額控除

- **配当控除**（「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当については配当控除の適用はなし）

種類	課税所得金額		1,000万円超の部分	
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

- **寄附金税額控除**

添付書類

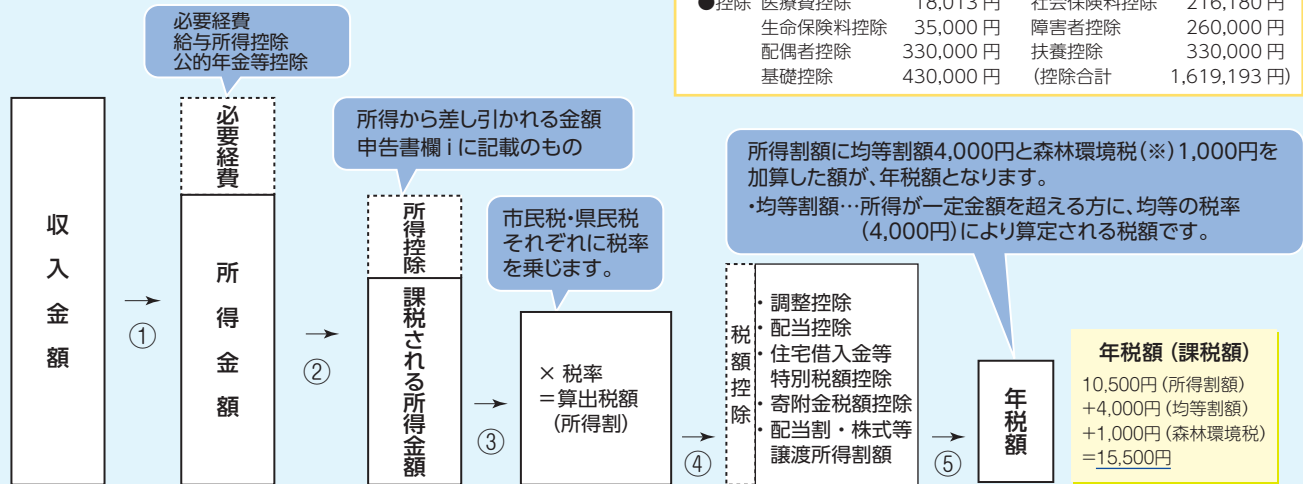
**寄附金受領証明書
または 領収書の原本**

所得税法に該当する寄附金のうち、市民税・県民税の税額控除を受けられる場合、申告書裏面14へ記入してください。

市民税・県民税の計算方法と税率

柏 太郎さん（昭和26年9月1日生まれ）の例で計算してみましょう。

●収入	給与収入	987,650円	公的年金収入	2,568,102円
●控除	医療費控除	18,013円	社会保険料控除	216,180円
	生命保険料控除	35,000円	障害者控除	260,000円
	配偶者控除	330,000円	扶養控除	330,000円
	基礎控除	430,000円	（控除合計）	1,619,193円



収入金額	所得金額	課税される所得金額	算出税額（所得割）	調整控除額	所得割額
・給与収入 987,650円 ・年金収入 2,568,102円	・給与所得 987,650円-55万（給与所得控除）=437,650円 437,650円-10万（所得金額調整控除）=337,650円 ・雑（年金）所得 2,568,102円-110万（公的年金等控除）=1,468,102円 （給）337,650円+（雑）1,468,102円=1,805,752円	・所得控除 1,619,193円…申告書欄②の数字 （各控除額の合計） 1,805,752円（所得金額）-1,619,193円（所得控除） =186,559円=186,000円（1,000円未満切り捨て） 186,000円…A	・市民税 186,000円（課税される所得金額）×6%（税率） =11,160円 ・県民税 186,000円（課税される所得金額）×4%（税率） =7,440円 =7,440円	（人的控除の差の合計） ・障害者控除 27万円-26万円=1万円 ・配偶者控除 38万円-33万円=5万円 ・扶養控除 38万円-33万円=5万円 ・基礎控除 48万円-43万円=5万円 計16万円…B A > B 160,000×3%（市）=4,800円 160,000×2%（県）=3,200円	・市民税 11,160円（算出税額） -4,800円（調整控除額） =6,360円=6,300円 ・県民税 7,440円（算出税額） -3,200円（調整控除額） =4,240円=4,200円（100円未満切り捨て） 6,300円+4,200円 =10,500円

計算の流れ

- ①収入金額から、必要経費などを差し引き、所得金額を算出します。
- ②所得金額から、所得控除を差し引き、課税される所得金額を算出します。
- ③課税される所得金額に対し市民税6%、県民税4%の税率を乗じて、所得割額を算出します。
- ④調整控除額を算出し、差し引きます。

合計所得2,500万超の場合
調整控除の適用なし

- 市民税・県民税の課税される所得金額が200万円以下の方
⇒ $\left\{ \begin{array}{l} \text{② 人的控除額の差の合計} \\ \text{③ 課税される所得金額} \end{array} \right\} \times \text{④ のいずれか小さい額} \times 5\% \text{（市3\%、県2\%）} = \text{調整控除額}$
- 市民税・県民税の課税される所得金額が200万円超の方
⇒ $\left\{ \text{人的控除額の差の合計} - \left(\text{課税される所得金額} - 200 \text{万円} \right) \right\} \times 5\% \text{（市3\%、県2\%）} = \text{調整控除額}$
（注）ただし、この計算式で算出された額が2,500円未満の場合は、2,500円（市1,500円、県1,000円）とする

- ・該当の方のみ…税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除額を差し引きます。
- ⑤所得割額と均等割額（市3,000円、県1,000円）、森林環境税（※）（1,000円）を合計して、年税額を算出します。

※森林環境税とは

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保するため、令和6年度から創設されました。均等割の枠組みを用いて、国税として一人あたり1,000円が課税されます。

調整控除の対象となる所得税と市民税・県民税の人的控除差額一覧表

人的控除名	人的控除額		人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	納税者本人の合計所得金額 900万円以下			納税者本人の合計所得金額 900万円超 950万円以下			納税者本人の合計所得金額 950万円超 1,000万円以下		
	所得税	市・県民税		人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	所得税	市・県民税	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	所得税	市・県民税	人的控除額
扶養（特定）	63万円	45万円	18万円									
扶養（同居老親）	58万円	45万円	13万円									
扶養（老人）	48万円	38万円	10万円									
扶養（一般）	38万円	33万円	5万円									
障害者（普通）	27万円	26万円	1万円									
障害者（特別）	40万円	30万円	10万円									
同居特別障害	75万円	53万円	22万円									
寡婦	27万円	26万円	1万円									
ひとり親（母）	35万円	30万円	5万円									
ひとり親（父）	35万円	30万円	1万円（注1）									
勤労学生	27万円	26万円	1万円									
人的控除名	納税者本人の合計所得金額 2,400万円以下		人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	納税者本人の合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下			納税者本人の合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下					
	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)		人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)					
基礎控除	48万円	43万円	5万円	32万円	29万円	5万円（注5）	16万円	15万円	5万円（注5）			

（注1）改正前の寡婦控除の控除差（所得税27万円、市・県民税26万円）
 （注2）改正前の配偶者特別控除の控除差（所得税36万円、市・県民税33万円）
 （注3）改正前の配偶者特別控除×2/3の控除差（所得税24万円、市・県民税22万円）
 （注4）改正前の配偶者特別控除×1/3の控除差（所得税12万円、市・県民税11万円）
 （注5）改正前の基礎控除の控除差（所得税38万円、市・県民税33万円）

令和6年1月～12月の所得の申告について

※所得の状況により申告方法が異なります。

<p>●収入がなかった方</p> <p>●障害年金や遺族年金のみの方</p>	<p>原則として、申告の義務はありません。 ただし、申告をしない場合、下記の点に注意してください。</p> <p>◆住民税に関する証明書（所得証明書など）を取得することができません。 （合計所得1,000万円超の方の配偶者を含む）</p> <p>◆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童手当・その他助成制度などの算定に影響が出る場合があります。</p> <p>◆後日、申告がない旨の通知をさせていただくことがあります。</p> <p>※申告の方法については、12ページを参照してください。</p>
<p>●主な収入が給与の方</p>	<p>◆勤務先が1カ所で年末調整済みの方 ⇒市民税・県民税の申告は必要ありません。 ただし、勤務先から柏市へ給与支払報告書が提出されていない場合は、ご自身で市民税・県民税の申告が必要です。</p> <p>◆年末調整済みでない方</p> <p>◆勤務先が2カ所以上で、従たる給与収入と各種の所得金額との合計額が20万円を超える方 ⇒税務署で確定申告が必要です。</p>
<p>●給与所得以外に所得がある方</p>	<p>給与所得以外の所得が</p> <p>20万円以下の方 ⇒ 市役所で市民税・県民税の申告が必要です。</p> <p>20万円を超える方 ⇒ 税務署で確定申告が必要です。</p>
<p>●主な収入が公的年金等の方</p>	<p>◎確定申告が必要な方 詳しくは、柏税務署へご確認ください。</p> <p>・公的年金等収入が400万円を超える方</p> <p>・公的年金等収入が400万円以下であるが、その他に20万円を超える所得（※）がある方</p> <p>・上記2つ以外で、所得税の還付を受ける方</p> <p>（注意）外国で支払われる年金がある方については、上記制度の対象外となりますので、確定申告していただく必要があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。</p> <p>※ 給与所得、不動産所得、報酬等の雑所得などです。詳しくは、3～5ページをご覧ください。</p> <p>◎市民税・県民税の申告が必要な方 確定申告は不要でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。</p> <p>・公的年金等収入が400万円以下で、その他に所得（20万円以下）がある方</p> <p>・公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容以外に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料などの各種控除の追加がある方や、扶養控除等の追加・変更がある方</p> <p>注意 市民税・県民税の申告書の提出がない場合は、公的年金等の源泉徴収票の記載内容に基づいて、令和7年度市民税・県民税額を算定します。 源泉徴収票の控除の欄について、「*」印の有無や扶養人数等もご確認ください。</p>
<p>●その他</p>	<p>次に該当する方や確定申告については、税務署へお問い合わせください。</p> <p>◆営業・農業・不動産などの収入がある方</p> <p>◆青色申告の方</p> <p>◆配当、株式、土地の譲渡所得等があり、分離課税の所得を申告をされる方</p> <p>◆住宅ローン控除を受ける方</p>

◎税務署で確定申告された方は、税務署から柏市へ申告情報が提供されますので、**市民税・県民税の申告は不要です。**なお、市役所本庁舎・沼南庁舎・各近隣センターで確定申告書用紙の配布は行いません。

◎「税理士会による確定申告の無料相談（定員制）」のご案内は、広報かしわ1月号をご確認ください。

●確定申告についての問い合わせ

柏 税 務 署

〒277-8522 柏市あけぼの2-1-30
電話 04-7146-2321

◎課税される収入がなかった方の市民税・県民税申告

☆収入がなかった方（令和6年1月1日から12月31日までの1年間をとおして収入がなかった方）

☆障害年金・遺族年金のみを受給している方

→原則として申告の義務はありません。ただし、申告をしない場合、以下の点にご注意ください。

また、収入がなかった方でも申告が必要な方はご提出いただくようお願いいたします。

- ・住民税に関する証明書（所得証明書など）を取得することができません。
- ・国民健康保険料等・介護保険料・児童手当・障害年金・その他の助成制度などの算定に影響が出る場合があります。
- ・後日、申告がない旨の通知をさせていただくことがあります。

●課税される収入がなかった方の申告書の書き方（下図参照）

1. 申告書表面に、現住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバー（個人番号）を記入してください。

2. 控除対象配偶者や扶養親族、16歳未満の扶養親族がいる場合は、必ず記入してください。

3. 「合計⑫」に「0」と記入してください。

◎市民税・県民税がかからない方（非課税）

★非課税となった方には税額決定通知書はお送りしていません

・生活保護法による生活扶助を受けている方
 ・本人が障害者、未成年者、寡婦・ひとり親に該当する場合で、昨年中の合計所得金額が135万円以下の方

・昨年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の方
 $31万5千円 \times (\text{本人と同一生計配偶者 (9ページ★参照)、扶養親族の合計人数}) + 10万円$
 扶養親族等がいる場合は、上記の金額に18万9千円が加算されます。

合計所得金額	非課税となる給与収入金額	非課税となる公的年金収入	
		65歳未満	65歳以上
1,350,000円	2,043,999円	2,166,667円	2,450,000円

※給与収入のみの場合 ※公的年金収入のみの場合

本人と扶養親族等の合計人数	均等割非課税規定該当所得金額	給与収入のみの場合の非課税規定該当収入金額	年金収入のみの場合の非課税規定該当収入金額	
			65歳未満	65歳以上
本人のみ	415,000円	965,000円	1,015,000円	1,515,000円
扶養 1人	919,000円	1,469,000円	1,592,000円	2,019,000円
扶養 2人	1,234,000円	1,879,999円	2,012,000円	2,334,000円
扶養 3人	1,549,000円	2,327,999円	2,432,000円	2,649,000円
扶養 4人	1,864,000円	2,779,999円	2,852,000円	2,964,000円

<問い合わせ・提出先>

柏市役所 財政部 市民税課

〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号
 電話 04-7167-1111 (代表)
 内線 335~337